



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

くらしの伝言板

人の動き

2月末現在 (前月比)

人 □ : 4,518人 (-12)
 男 : 2,185人 (-10)
 女 : 2,333人 (-2)
 世帯数 : 2,069世帯 (-5)

救急・火災

令和6年1月～2月末

救急 : 56件
 火災 : 1件

くねっぶの情報発信

お知らせや緊急情報などを発信しています

LINE

 LINE ライン

ホームページ


サポートメール
 @防災くねっぶ


Facebook
 フェイスブック


X (旧 Twitter)
 エックス


マイ広報紙


子育てアプリ
 母子モ


情報公開制度の運用状況

訓子府町情報公開条例に基づく、令和5年度の制度運用状況について公表します。

- 令和5年度の情報開示請求はありません
- 問合せ 総務課庶務係 (☎ 47-2112)

釧路弁護士会おなやみごと相談を開催

これまで開催していた「春・秋のすずらん無料法律相談」は「釧路弁護士会おなやみごと相談」に名称が変更になりました。

本町でも、次のとおり開設されます。釧路弁護士会所属の弁護士が皆さんの日ごろの悩みや困りごとに無料で相談に応じます。どんな些細なことでも結構です。気軽にご相談ください。

- と き
 4月23日(火) 13時30分～16時30分
 ※4月22日(月) 16時までに予約してください。事前予約がない場合は、中止となります。
- と ころ 町公民館小会議室
- 予約・問合せ 釧路弁護士会法律相談センター (☎ 0154-41-3444)
- ※相談を担当する弁護士が利害関係を有するため、相談をお受けできない場合がありますので、ご了承ください。

土地・家屋価格等帳簿の縦覧

固定資産税は、毎年1月1日現在で固定資産課税台帳に登録されている内容に基づいて課税します。令和6年1月1日現在の課税台帳に登録された土地・家屋の価格などを帳簿により、次の日程で縦覧しますので、ご確認ください。

- 縦覧対象者 本町に固定資産を有する納税者(代理人でも可能ですが、代理人であることを証明するものがが必要です)
- 縦覧期間 4月1日(月)～5月31日(金) 8時45分～17時30分
- ※土・日曜日、祝日は除きます。
- 縦覧場所 町民課税窓口
- 問合せ 町民課税直通 (☎ 47-2193)

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

- と き 4月10日(水)・5月8日(水) 17時30分～20時
- と ころ 町民課税窓口
- 問合せ 町民課税直通 (☎ 47-2193)

確定申告書の内容 もう一度確認を

確定申告書を提出したあとで、計算誤りや申告漏れなど申告内容に誤りがあったり、確定申告書の提出を忘れていない方はいませんか。

税額を多く申告していたことに気付いたときは「更正の請求」をして、正しい税額への訂正を求めることができます。

税額を少なく申告したことに気付いたときは「修正申告」をして、正しい税額に修正してください。申告を忘れていたときは、速やかに確定申告をしてください。

- 問合せ 北見税務署個人課税第1部門 (☎ 23-7151)

確定申告の振替日

令和5年分の確定申告の振り替え日は、次の通りです。

振り替え日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

- 振替日
 ・ 所得税および復興特別所得税の確定申告分 4月23日(火)
 ・ 個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告分 4月30日(火)

※確定申告書、修正申告書および更正の請求書は、右記 QR から作成できます。また、各種様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。

- 問合せ 北見税務署 (☎ 23-7151)

財産債務調書制度などが改正

令和4年度税制改正において、令和5年分以降の財産債務調書などの提出義務者・提出期限が改正されました。

- 提出期限
 令和5年分の財産債務調書および国外財産調書 7月1日(月)
- ※詳細は右記 QR をご覧ください。
- 問合せ 北見税務署 (☎ 23-7151)

心の病気で治療中の方に交通費の一部を助成

- 対象の病気
 統合失調症、うつ病、アルコール依存症、てんかん、自閉症など
- 助成範囲および助成額
 町外(道内に限る)の医療機関に通院する場合で最も経済的な経路および方法で通院した場合の2分の1の額を助成します

※通院に自家用車や公共交通機関などを利用しており、実費負担がある場合に限り助成します。

- 助成対象医療機関
 指定自立支援医療機関(精神通院医療に限る)とします
- 申請に必要なもの
 ① 印鑑
 ② 通院証明書 (用紙は福祉保健課健康増進係にあります)
 ③ 銀行の振込口座番号が分かるもの
- その他
 当該年度(4月から6月の場合は前年度)の町民税課税世帯に属する方は、月額9,000円を上限とします
- 問合せ 福祉保健課健康増進係 (☎ 47-5555)

特定疾病・人工透析で治療中の方に交通費の一部を助成

- 対象者
 ・ 特定疾患など
 「特定疾患医療受給者証」または「特定疾患患者認定書」「ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証」「小児慢性特定疾患医療受診券」「脳脊髄液減少症診断書」が交付されていることが、助成の条件となります
- ・ 腎機能障害による人工透析療法で治療中の方
 腎臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けている方で、自立支援医療(更生医療)の支給決定を受けていることが助成の条件となります

- 助成範囲および助成額
 自宅から町外(道内に限る)の医療機関に通院する場合で最も経済的な経路および方法で通院した場合の2分の1の額を助成します
- ※通院に自家用車や公共交通機関などを利用しており、実費負担がある場合に限り助成します。
- 申請に必要なもの
 ① 対象となる特定疾患などの受給者証や自立支援医療受給者証、または認定書などの写し
 ② 印鑑
 ③ 通院証明書 (用紙は福祉保健課健康増進係にあります)
 ④ 銀行の振込口座番号が分かるもの
- その他
 当該年度(4月から6月の場合は前年度)の町民税課税世帯に属する方は、月額9,000円を上限とします
- 問合せ 福祉保健課健康増進係 (☎ 47-5555)